

大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用要綱

平成28年7月14日

要綱第30号

(目的)

第1条 この要綱は、大野城市（以下「市」という）が著作権を有する「大野城市PRキャラクター「大野ジョー」（以下「大野ジョー」という。）」のイラスト（ロゴ及びイラストから製作した立体物を含む。以下同じ。）並びに大野ジョーの写真及び動画（以下「イラスト等」という。）を利用する際に必要な事項を定め、もって市のPR、産業振興等に寄与することを目的とする。

(イラスト等の利用に関する権利等)

第2条 大野ジョーのイラスト等の利用に関する一切の権利は、市に属する。

2 イラスト等の利用とは、大野ジョーのイラスト等を複製、公衆送信、譲渡、貸与、翻案その他これに類する行為を行うことをいう。

(大野城市PR事業者登録及びイラスト等の利用許諾)

第3条 イラスト等を利用しようとする者は、あらかじめ大野城市PR事業者登録（以下「事業者登録」という。）を受けた後に、イラスト等の利用許諾（以下「利用許諾」という。）の申込みを行い、大野城市長（以下「市長」という。）と利用許諾契約を締結するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、イラスト等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録の手続きを省略することができる。

(1) 市が利用するとき。

(2) テレビ番組、インターネット記事、新聞、雑誌等の制作者が、第1条の目的に合致する番組、記事等の制作のために利用するとき。

(3) 着ぐるみの大野ジョー（市が管理するものに限る。）の出演を伴うイベントその他の行事（以下「イベント等」という。）において、当該イベント等の主催者が、当該イベント等の告知物、記録物等を作成するために利用するとき。

3 第1項の規定にかかわらず、イラスト等の利用が、著作権法（昭和45年法律第48号）第5款に定める著作権の行使の制限に該当するときは、事業者登録及び利用許諾を要しない。

(事業者登録の申請)

第4条 前条第1項の規定により事業者登録の申請を行おうとする者は、大野城市PR事業者登録申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請を行った者(以下「登録申請者」という。)に対し、必要に応じ資料等の提出を求めるものとする。

(事業者登録の手続き)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、事業者登録を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する事業者登録を行ったときは、大野城市PR事業者登録通知書(様式第2号)により、当該登録申請者へ通知するものとする。

3 事業者登録の有効期限は、登録を受けた日から2年を超えないものとする。

4 登録申請者が事業者登録を受けたことにより得た地位は、譲渡し、転貸し、又は承継することができない。

(事業者登録の制限)

第6条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するものには、その登録を行わないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者又は団体

(3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者又は団体

(4) 政党、政治団体又は宗教団体

(5) 市から現に指名停止(大野城市指名停止等の措置に関する規則(平成19年規則第23号)第2条第5号に規定する指名停止をいう。)の措置を受けている者又は団体

(6) 法令又は公序良俗に反すると市長が認めた行為を行った者又は団体

(7) 市の信用又は品位を害すると市長が認めた行為を行った者又は団体

2 市長は、前項の規定により前条に規定する事業者登録を行わないときは、大野城市PR事業者登録不承認通知書（様式第3号）により、当該登録申請者へ通知するものとする。

（事業者登録内容の変更等）

第7条 事業者登録を受けた者又は団体（以下「事業者登録者」という。）で、当該事業者登録申請の内容に変更があったものは、大野城市PR事業者登録変更申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更申請があったときは、当該変更申請の内容についての審査を行うほか、第5条第1項の審査を行い、適当と認められるときは、事業者登録の変更を行うものとする。

3 市長は、前項に規定する事業者登録の変更を行ったときは、大野城市PR事業者登録変更通知書（様式第5号）により、当該変更申請を行った者に通知するものとする。

（利用許諾契約の申込）

第8条 第3条第1項の規定により利用許諾契約を締結しようとする者は、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用許諾契約申込書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みを行った者（以下「利用許諾申込者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めるものとする。

（利用許諾契約締結の手続き）

第9条 市長は、前条第1項の規定による利用許諾契約の申込みがあったときは、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的を達成すると認められるとき（第6条第1項各号のいずれかに該当するときを除く。）は、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用許諾契約書（様式第7号）により利用許諾契約を締結するものとする。

2 利用許諾契約の期間は、利用許諾契約の日から2年を超えないものとする。ただし、当該利用許諾契約の期間の末日は、当該利用許諾契約の申込者が第5条第3項の規定により受けた事業者登録の有効期限の日以前でなければならない。

3 市長は、第1項に規定する利用許諾契約を不許諾とするときは、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用不許諾書（様式第8号）により、当該利用許諾申込者へ通知するものとする。

(利用許諾の制限)

第10条 市長は、前条第1項の審査により、利用許諾申込者のイラスト等の利用方法、内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾契約を締結しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 市の信用又は品位を害すると認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、団体、法人（市を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められるとき。ただし、第1条に規定する目的の達成に効果があると認められるときはこの限りではない。
- (5) 政治的、宗教的又は思想的主張を伴う表現に関する利用であると認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業又はその広告等に利用されると認められるとき。
- (7) イラスト等の利用により大野ジョーに関する権利の帰属が誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (8) 大野ジョーのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (9) イラスト等の著しい変形が行われ、イラスト等の原形との同一性が著しく損なわれたと認められるとき。
- (10) その他第1条の目的に反し適当でないと認められるとき。

(事業者登録を要しない利用許諾)

第11条 第3条第2項の規定により事業者登録を省略した者が、利用許諾を受けようとするときは、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用許諾契約申込書（大野城市PR事業者登録不要分）（様式第9号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みを行った者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による利用許諾の申込みがあったときは、前2条の規定を準用し、利用許諾契約を締結するものとする。
- 4 市長へ第1項による申込書を提出した者が前項の規定による利用許諾契約を締結するときであって、市長が適当と認めるときは、第9条第1項に規定する書面によ

る契約締結に替えて、口頭で利用許諾契約の締結を行うことができるものとする。

5 第1項の規定による利用許諾の期間は、協議により定める。

(利用許諾内容の変更等)

第12条 第9条又は前条の規定により利用許諾契約を締結した者（以下「利用者」という。）が、当該利用許諾契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用許諾契約変更申込書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更申込があったときは、第9条第1項及び前条の規定を準用して当該変更申込の内容についての審査を行い、適当と認められるときは、当該利用者と利用許諾変更契約を締結するものとする。

3 市長は、前項に規定する利用許諾契約の変更を行うときは、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用許諾契約変更通知書（様式第11号）により、当該変更申込を行った者に通知するものとする。

4 前条第4項の規定による口頭による利用許諾契約を締結したときであって、市長が適当と認めるときは、口頭により利用許諾変更の契約を締結することができる。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。

(1) イラスト等の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。

(2) イラスト等の利用にあたっては、利用許諾契約（前条の規定による利用許諾契約内容の変更があったときは、当該変更後のもの。以下同じ。）の内容に限ること。

(3) 利用許諾契約を締結した地位を譲渡、転貸又は承継しないこと。

(4) 利用許諾契約に基づき製造、製作等（以下「製造等」という。）する製品、成果品等（以下「利用許諾対象物」という。）には、市が指定する位置に、「©2016 大野城市大野ジョー」又は「©2016 onojocity.onojoe」の表示を行い、かつ、利用許諾番号（市長が個別に指定する利用許諾番号をいう。）の表示を行うものとする。ただし、第11条第4項又は第12条第4項の規定により口頭による利用許諾契約を締結した利用者であって、市長が適当と認めたときは、この限りではない。

(5) 消費者の利益の保護のため、利用許諾対象物には、市が指定する位置に、製

造、販売、頒布等（以下「製造等」という。）に係る責任者の名称及び連絡先を明示するものとする。

- (6) 利用者は、利用許諾対象物の製造等を第三者に委託するときは、当該委託先を市に届け出るとともに、消費者の利益の保護及び市の著作権の保護のため、当該利用許諾対象物の規格、品質、安全性、数量、著作権保護措置等に関し、必要な管理を行うものとする。
- (7) 利用許諾契約に基づき製造等した利用許諾対象物の写真、サンプル等を、市が指定する方法により、市に提出すること。
- (8) 利用許諾契約に基づくイラスト等の利用状況、利用許諾対象物の製造等の状況、売上状況等の調査又は照会に応じること。
- (9) その他関係法令を遵守すること。

(利用料)

第14条 イラスト等の利用料及び手数料等については、当分の間、無料とする。

(事業者登録取消及び利用許諾契約の解除)

第15条 市長は、事業者登録を受けた者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、事業者登録（第7条の規定による登録内容の変更があったときは、当該変更後のもの。以下同じ。）を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項に規定する事業者登録に虚偽又は不正があることが判明したとき。
 - (2) 第6条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (3) 第13条各号のいずれかを遵守しなかったとき。
 - (4) その他事業者登録を継続することが不相当であると市長が認めたとき。
- 2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾契約（第12条第1項の規定による利用許諾契約の変更があったときは、当該変更後のもの。以下同じ。）を解除することができる。
- (1) 第8条第1項の利用許諾申込又は第12条第1項の利用許諾契約変更申込の内容に虚偽又は不正があることが判明したとき。
 - (2) 第6条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (3) 第13条各号のいずれかを遵守しなかったとき。
 - (4) その他利用許諾契約を継続することが不相当であると市長が認めたとき。

3 市長は、事業者登録者が第1項の規定により事業者登録が取り消されたときは、

当該事業者登録者と締結している利用許諾契約を解除するものとする。

- 4 市長は、前3項に規定する事業者登録の取消し又は利用許諾契約の解除を行ったときは、取消等通知書（様式第12号）により、当該事業者登録者又は利用者へ通知するものとする。
- 5 第2項又は第3項の規定により利用許諾契約を解除された利用者（以下「被契約解除者」という。）は、当該契約解除の日から、当該利用許諾契約に基づくイラスト等及び利用許諾対象物の利用を行うことはできない。
- 6 市長は、前項に規定する被契約解除者に対して、イラスト等及び利用許諾対象物の抹消、回収、廃棄等（以下「抹消等」という。）の措置を直ちに実施するよう求めるものとする。
- 7 市長は、第1項の規定による事業者登録の取消し、第2項若しくは第3項の規定による利用許諾契約の解除、第5項の規定によるイラスト等の利用停止又は第6項の規定による抹消等の措置を受けた者に生じた損害について責任を負わない。
- 8 市長は、第1項から第3項までの規定により事業者登録を取り消され、又は利用許諾契約を解除された者が、新たに行った事業者登録の申請又は利用許諾契約の申込みについて、市長が必要と認める期間、事業者登録又は利用許諾契約の締結を行わないものとする。
- 9 市長は、事業者登録又は利用許諾を受けずにイラスト等を利用した者が行う事業者登録の申請又は利用許諾契約の申込みについて、前項の規定を準用する。
- 10 前2項の市長が必要と認める期間は、第8項の期間については取消しの日から、第9項の期間については市が事実を確認した日から起算して、10年を超えないものとする。

（申出等の取下げ）

第16条 第4条第1項の規定による事業者登録の申請、第7条第1項の規定による事業者登録内容の変更の申請、第8条若しくは第11条の規定による利用許諾契約の申込み又は第12条の規定による利用許諾契約内容の変更の申込みを行った者は、当該申請又は申込みを取り下げる必要が生じたときは、取下申請書（様式第13号）を市長へ提出するものとする。

（利用の非独占性等）

第17条 この要綱により締結した利用許諾に関する地位は、利用者が自己の商標又は意匠とするなど、独占してイラスト等を利用する権利を付与するものではない。ま

た、利用者又は利用許諾対象物について市が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第18条 市は、この要綱の規定による手続、イラスト等の利用等に関し生ずる一切の経費を負担しない。

(賠償責任等)

第19条 市は、利用許諾契約に関し利用者に生じた損失、損害等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用許諾契約に基づくイラスト等の利用又は利用許諾対象物の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、当該利用者の責任において賠償その他の必要な措置をとらなければならない。

3 利用者が不適切にイラスト等を利用し、又は利用許諾対象物の製造等、販売、展示、配布等を行うことにより、市に損害を与えたときは、市長は、当該利用者に対し、これによって生じた損害を請求することができる。

(情報の公開)

第20条 市長は、イラスト等の適正な管理及び利用促進のため、事業者の登録、利用許諾契約の締結、イラスト等の利用の状況その他これらに類する情報を公開することができる。ただし、事業者登録者及び利用者の個人情報、事業活動状況等に関する情報であって、公開することにより、当該事業者登録者及び利用者の正当な利益を害する恐れがあると認められるものについてはこの限りでない。

(所管)

第21条 この要綱に関する事務は、地域創造部ふるさとにぎわい課において行う。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、イラスト等の利用の手続きに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

一部改正（平成29年12月21日要綱第30号）。